

Title	市民的不服従の正当性：アメリカでの議論によせて
Sub Title	
Author	寺島, 俊穂(Terajima, Toshiho)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：慶應法学会政治学関係 (1983. 10) ,p.23- 42
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000005-0023">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000005-0023</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 市民的不服従の正当性

——アメリカでの議論に寄せて——

寺島俊穂

- 一 はじめに
- 二 公民権運動の思想的インパクト
- 三 徴兵拒否の正当化
- 四 市民的不服従の概念
- 五 市民的不服従の正当化
- 六 おわりに

### 一 はじめに

一九六〇年代のアメリカにおいて黒人の公民権運動とヴェトナム戦争とが契機となって市民的不服従(civil disobedience)に関する数多くの論文が書かれた。もちろんそこにはアメリカの政治文化を反映した面もあるが、同時に近代政治原理の根幹に触れる問題も提起されている。それとともにそれらは、組織化され官僚制化された時代において人間の行為の源泉を再考する材料を与えてくれるように思われる。

この問題は、たんに特殊アメリカの問題ではなく、人間の行為の自律性が確保しえなくなっている現代世界に共通の問題である。巨大な組織に組みこまれた人間を襲うのは、自己の内面性への脅威である。上からの命令で動くのは、全体主義政治機構や軍部だけでなく技術化、官僚制化された現代社会に内在するメカニズムだからである。自己の内面に行為の源泉がある人間を市民だとしたら、かかる状況は市民の論理に背反しているといえる。つまりこの状況は、政治的にいえば市民の論理と国家の論理の対立、あるいは実定法と個人の良心が対立した場合いかに行為すべきかという問題に置き換えることができる。ナチズムの時代にドイツを追われたフランツ・ノイマンは、人間の生命と自由に関する権利の普遍性を訴えている。ノイマンによれば、生命および自由の権利は実定法を超えた最低限の要請であり、人間が理性的存在であるという規定から導き出されたこれら自然法への侵害はすべての人間に抵抗権を与えるのである。<sup>(1)</sup>しかしノイマンが結局良心に訴えざるをえなかったように、自然法は人間の内面的な支えがあるときにのみ政治的行為として発現しうるのである。

私は、このような意味で現代アメリカにおける市民的不服従をめぐる議論を素材にして政治的行為の正当性について考察していきたい。現代アメリカの知識人たちが市民的不服従の議論を展開したのは、公民権運動とヴェトナム戦争への徴兵拒否が「生命」と「自由」の現代的位相に関わっていたからである。そこでここではまず彼らが六〇年代の時代状況にどのように対応していったかから説き起こし、次いで市民的不服従をどのように概念化・正当化していったかということを軸にこの議論を整理していくことにする。ただし、既存の政治体制の転覆とか、植民地支配に対する抵抗を意味する反乱 (rebellion) と特定の法や政策に対する公的反抗を意味する市民的不服従とは区別され、<sup>(2)</sup>ここで扱うのは民主体制下での不服従行為であることをあらかじめ明記しておく。

もとより、国家の命令、あるいは法と個人の良心が対立した場合いかに行為すべきかという問題はソクラテス以

来のものだし、政治的義務と「個人の自由」の相剋は政治思想の伝統的な問題である。また、市民的不服従の思想は、その時代の政治的現実を批判的に反映しているといえる。特にアメリカにはソローを始祖とする市民的不服従の伝統があるし、現代アメリカの議論も政治的現実への理論的対応という面を強くもっている。しかしそれは、実定法と個人の良心、政治的義務の限界といった普遍的な問題にも関連がある。それゆえ、彼らの見解のいくつかを採りあげ、市民的不服従の議論の側から近代政治原理に若干の検討を加えたいのである。

(1) フランツ・ノイマン「市民的不服従の限界について」(一九五二年) 三辺博之訳、『政治権力と人間の自由』(河出書房新社、一九七一年) 所収、二二三頁参照。

(2) この区別については、Carl Cohen, "Essence and Ethics of Civil Disobedience," *The Nation*, vol. 198, no. 12, March 16, 1964, p. 258 参照。市民的不服従の概念については、Christian Bay, "Civil Disobedience," in *International Encyclopedia of Social Science*, p. 473 参照。

## 二 公民権運動の思想的インパクト

六〇年代のアメリカの議論は、公民権運動およびそのリーダーであるマルティン・ルーター・キングの思想から影響を受けているといえるので、まずキングの思想とその運動の特質を要約しておきたい。

第一に、キングに率いられた運動は、既存の秩序内での変更をめざすものだった<sup>(1)</sup>ということがあげられる。つまりそれは、人種隔離法という実定法の不当性を訴え、その法および人種差別的社会的現実を変革しようという運動だった。一九五五年一月アラバマ州モンツゴメリーで起こったバスボイコット運動は、人種隔離制度そのものの撤廃を要求する運動へと展開していったのである。それは実定法を破る行為であったし、キングは反ボイコット法に違反したとかで州裁判所で有罪の判決を受けた。しかし彼は、人種隔離法自体がすべてのアメリカ人に平

等な市民権を保障するとして憲法修正第一四条に反するという理由でバスの人種的隔離制度の廃止を要求する訴訟を起こし、連邦裁判所、最高裁判所でアラバマ州の市内バスに関する人種的隔離を規定した法律は違憲だという判決を勝ちとったのである。<sup>(2)</sup>

ところで、キングが実定法に対する不服従運動を起こしたのは、「正義と自由を生み出し、人々をうながしてこの国の法律を遵守させるため」<sup>(3)</sup>であり、法への一般的不信のためではない。反対に、彼は法を尊重し、法によって市民の権利を守ろうと願うからこそ、不正な法に従わなかったのだといえる。つまり、この運動は立憲制度への尊重の念をもって行なわれたのである。そのことは、「良心が不正なものだと教えてくれる法に違反し、地域社会の良心がその不正に覚醒するように進んで拘留の刑罰を受ける者は、実際には、法にたいしてもっとも尊敬の念を表明している者だとわたしは考えます」<sup>(4)</sup>というように、彼が嬉々として刑に服したことから窺える。

第二に、モントゴメリーのバスボイコット運動は、大衆の積極的な抵抗運動だったことがあげられる。「消極的に悪をうけいれる者は、悪を行なうことを助ける者と同様に、悪にまきこまれていくのだ」<sup>(5)</sup>というように、黒人たちは積極的に不正に対して立ちあがったのである。彼らは、抗議運動を組織化し、自家用車をブールし、通勤手段を確保した。そして彼らは、分離がとかれるまで積極的な不服従を続けたのである。

この運動の過程には、運動の組織化、国民的支持の獲得という運動の外延の拡がりが見られる。つまりバスボイコットは、単発的な行為ではなく、継続的な運動になることによって創造的な効果をあげたのである。またそれは、市民的不服従が集団化された運動となる場合、政治的力をもちうることを例証している。

第三に、公民権運動の非暴力的性格をあげることができる。それが非暴力で行なわれたのは、抗議の対象が悪を行なう人間ではなく悪そのものにあつたからである。一九六三年社会の各層に存在する人種差別に反対して起こった

抗議運動も「われわれはわれわれの創造的抗議が物理的暴力に墮落することを許してはならない」というキングのことに示されるように、威厳と規律を伴ったものである。また、悪い制度を変えることによって人間をも変えることを意図するというキングの考え方のなかにはキリスト者としての倫理性が顕著に見られることは事実である。しかし、ここでは非暴力の市民的不服従が社会変革の手段として有効だったことが重要である。

非暴力手段が有効なのは、それによって社会的緊張を作り出し、人種差別を問題化し、公的支持を獲得していくことができるからである。つまり、不正な制度に対し不正な手段で立ち向かったら、白人の支持をえられないことは明らかであり、非暴力主義は市民的不服従の正当性を確保する上での重要な要素となっていた。そのことは、抗議運動のリーダーへのテロに対し白人の側から批判が起こったことから裏づけられる。キングによれば、非暴力主義は、たんに戦術的に有効だけでなく、人びとの生活様式の変革にもつながるのである。つまり、倫理的基盤と戦術的有效性が非暴力主義によって連結したからこそ、市民的不服従は社会変革の力をもちえたのである。キングは、非暴力主義の特徴を次のように集約している。

- ① 非暴力的抵抗は、あくまでも抵抗の一種であり、非協力とかボイコットとかによって悪に対して活発に抵抗を試みることである。
- ② 非暴力的抵抗は、反対者をうちまかしたり侮辱したりすることは求めないで反対者の友情と理解をかちとることを求める。
- ③ 非暴力的抵抗の攻撃の目標は、たまたま悪を行なうようになった人間ではなく、むしろ悪そのものの力にある。
- ④ 非暴力的抵抗を行なう者は、反対者の暴力を甘受し、決して反対者に対し自ら暴力を振るおうとしな

い。

⑤ 非暴力的抵抗は、たんに外部的な肉体による暴力を避けるばかりでなく、内面的な精神による暴力をも避ける。

⑥ 非暴力的抵抗は、正義に対する確信に基づいている<sup>(7)</sup>。

つまり、非暴力的抵抗は、反対者をも「非人間的な制度から解放すること」をめざし、<sup>(8)</sup> 反対者の人格ではなくその社会的役割を攻撃するものである。それが、宗教的倫理によって支えられなければ実行できないかどうかは別に、なんらかの内面的倫理に支えられなければならないことは確かである。また、たとえキングの非暴力主義がキリスト教倫理によって基礎づけられ、ガンジー、ラインホルト・ニーバーらの思想を継承していたとしても、非暴力的抵抗者の共通の内的基盤は正義と良心の確信に求められるであらう。

(1) Abe Fortas, *Concerning Dissent and Civil Disobedience*, The New American Library, INC, 1968, p. 50 参照。

(2) モントゴメリーのバスボイコット運動の経緯については、M・L・キング『自由への大いなる歩み——非暴力で闘った黒人たち——』(一九五八年) 雪山慶正訳 (一九五九年、岩波新書) 参照。

(3) 同右、五二頁。

(4) マーチン・ルーサー・キング『黒人はなぜ待てないか』(一九六四年) 中島和子・古川博巳訳 (みすず書房、一九六六年) 一〇二頁。

(5) 『自由への大いなる歩み』五三頁。

(6) Martin Luther King, Jr., "I Have A Dream," Speech (August 28 1963), in Leon Friedman (ed.), *The Civil Rights Reader*, new revised edition, Walker and Company, 1964, p. 111.

(7) 『自由への大いなる歩み』二二二—二二九頁参照。

(8) 宮田道雄『現代日本の民主主義』(岩波新書、一九六九年) 一八九頁。

### 三 徴兵拒否の正当化

ヴェトナム戦争のとき市民的不服従との関連で問題になったのは、ヴェトナム戦争のような特定の戦争に政治的・道徳的な理由で参戦を拒否する人びとの立場をいかに正当化するかということである。アメリカの選抜徴兵制 (Selective Service System) は、宗教的信条に基づく兵役拒否者を認めている。厳しい審査を経ていかなる戦争にも反対することが立証された人びとは、非軍事的な公共作業に一定期間従事することによって兵役を免除される。これに関し、兵役拒否を絶対的な平和主義者にしか認めていないことが問題にされたのである。

カール・コーエンは、現行法の規定のなかに「本質的に政治的、社会的、哲学的な見解、もしくはたんなる個人的な道徳律」<sup>(1)</sup>が含まれていないことを問題にしている。つまり、良心的兵役拒否の「良心」が宗教的なものに限定されていることとヴェトナム戦争が不正な戦争だから徴兵を拒否するという可能性が排除されていることに反駁が加えられた。前者に関してコーエンは、宗教的信条をもった者にしか兵役拒否を認めないという規定は、宗教を信じずにかなる戦争にも反対する人の立場を否定し、個人の良心の質を差別していることになっているとして、それに反対している。また後者に関して彼は、特定の戦争への参戦を良心の問題として認めない現行法は二つの理由で重大な誤ちを犯しているのだとして、それに反対している。彼によれば、「①それは、合衆国憲法の精神とともに良心的兵役拒否の仕組みそのものの精神を侵すがゆえに、不正である。②それは、多くの市民のなかに深い道徳的な混乱および不安を惹き起こし、全市民の道徳的判断を研ぎすまし深化させるといふよりむしろ鈍くする。それゆえそれは、きわめて愚かな要請である」<sup>(2)</sup>。

ところで、コーエンは「良心的兵役拒否の条項は国家の政策手段としての戦争は少なくとも道徳的に問題がある

ことを暗黙のうちに認めている」と指摘している<sup>(3)</sup>。このような前提に立てば、参戦するかどうか決める権利は個人に留保されていることになる。つまり各人は、自分の道徳的信条に従って戦争に加担するかどうか決めることができるはずである。しかし現行法ではいかなる戦争にも宗教的な理由から反対する完全な平和主義者にしか法的保護は与えられておらず、戦争一般に反対するのでなく、自国の影響力の保持とか国力の拡大のための戦争に反対する人びとの立場を合法化することはできない<sup>(4)</sup>。それゆえコーエンは、「正義の問題としてこの法的保護は、良心的に兵役に反対するすべての人に拡張されるべきであり、特殊な信条による特定の人びとだけに留保されるべきものではない<sup>(5)</sup>」と主張する。彼のいわんとするのは、特定の戦争だけに反対する人びとも、良心的兵役拒否者として認めるべきだということであり、彼はこのような立場を「選択的平和主義」(Selective Pacifism)と名づけている。

アーノルド・S・カウフマンも、絶対的良心的兵役拒否者と選択的兵役拒否者の取り扱いに差異のあることに反対している。カウフマンは、極限状況においては殺人が正当化されうることもあるのだから、「絶対的平和主義者が選択的平和主義者より信用でき偽りが無いということは疑わしい<sup>(6)</sup>」と述べている。もちろん「良心的兵役拒否の法的承認に賛同する人なら皆認めるように、個人を兵役から免除するための最も強力な論拠はその人が殺人や殺人に直接関与することを道徳的に嫌悪すべきとみなしていることである<sup>(7)</sup>」。つまり、「人間の生命の神聖さ<sup>(8)</sup>」が徴兵拒否の正当化の根底にあることは認めるが、そうだからといって特定の戦争への嫌悪感を表明する人が、戦争一般を嫌悪する人より誠実でないとか、良心的兵役拒否者は宗教的信条の持ち主でなければならぬということはないのだ<sup>(9)</sup>という。むしろ彼は、「あらゆる価値への破局的脅威が存在する<sup>(10)</sup>」ときには立ち上がる選択的平和主義者の方が頼りになるとして、その立場を擁護している。

クリスチャン・ベイも、選択的兵役拒否の立場を積極的に正当化している。ベイの議論によれば、人間は「生命」

「自由」などの諸権利を守ってもらうために政府と契約を結んでいるのであり、政府が義務を誠実に履行しているかどうかを判断する権利を留保されている。特に最高の権利である「生命権」に関しては、政府の決定に服従するかどうかの最終的な決定は個人に委ねられている。そのことをベイは、「たとえそうせざるをえないとしても、なんのために殺したり、死んだりするのか選ぶこと以上に基本的な人権はほかにありえようか」と言い表している。<sup>(11)</sup>

この言明には選択的兵役拒否の思想が表明されている。つまり、宗教的信条にはよらず道徳的・倫理的な理由による兵役拒否、および政治的な判断による参戦の決定の正当化がなされている。この意味でベイは、良心的兵役拒否に関する立法が、政治的・合理的理由による拒否者を認めず、非政治的・宗教的な理由による拒否者だけを認めていることを問題にしている。彼がバートランド・ラッセルを責任ある市民のモデルとして賞揚する<sup>(12)</sup>のもこの意味においてである。つまり、ラッセルは第一次大戦にそれが帝国主義戦争だという理由で抵抗、第二次大戦をファシズムとの闘いだという理由で支持、第三次大戦は人類の破滅につながるとして、その予備的行為に積極的に抵抗したのである。

このような立場に立つと、個人の判断によって参戦するかどうかを決めることができ、徴兵拒否は正当化される。この場合の正当性は、政治的・道徳的な次元での判断に依拠している。事実、ヴェトナム戦争の場合、宣戦布告なき戦争で代議士による票決を受けていない、アメリカがヴェトナムに介入すべき理由がない、ということでの正当性が問われた<sup>(13)</sup>。このように、政府の政策が不服従の対象となる場合は、州の法令より高い権威をもつ合衆国憲法に訴えることのできた公民権運動とは違って、市民的不服従は少なくとも個人の生命に係わる決定では本人の良心や判断を政府の決定より優越させる思想によってのみ正当化されうる。

(11) Carl Cohen, "Conscientious Objection," *Ethics*, vol. 78, no. 4, July 1968, p. 273.

- (2) *Ibid.*, p. 276. (強調はナードン)
- (3) Carl Cohen, "Case for Selective Pacifism," *The Nation*, vol. 207, no. 1, July 8, 1968, p. 11.
- (4) "Conscientious Objection," p. 277 参照\*
- (5) "Case for Selective Pacifism," p. 12.
- (6) Arnold S. Kaufman, "Selective Objection to war," *Dissent*, vol. 15, no. 4, July-August, 1968, p. 312.
- (7) *Ibid.*, p. 312.
- (8) *Ibid.*, p. 311.
- (9) *Ibid.*, p. 312 参照\*
- (10) *Ibid.*, p. 312.
- (11) Christian Bay, "Civil Disobedience: Prerequisite For Democracy in Mass Society," in David Spitz (ed.), *Political Theory & Social Change*, Aberton Press, 1967, p. 178.
- (12) *Ibid.*, p. 178 参照\*
- (13) Ronald Dworkin, "On Not Prosecuting Civil Disobedience," *The New York Review of Books*, vol. 10, no. 11, June 6, 1968, p. 14 参照。

#### 四 市民的不服従の概念

大衆民主主義下での特定の法や政策に対する市民的不服従は、どのような観点から概念化されうるだろうか。市民的不服従の概念に明確な合意はあるわけではないが、ある程度共通する見方が成り立っているといえる。ここでは、六〇年代のアメリカの議論のなから、市民的不服従の概念のメルクマールをいくつか抽出していきたい。

##### 対象の限定性

市民的不服従は非合法的な行為だが、その対象は特定の政策、法に限定されている。つまり行為者は、法や民主政治への尊重の念をもちながら、特定の法令に反対するのである。彼は、当然のこととして刑罰を受けるのを覚悟し

ている。それにもかかわらず彼が非合法手段に訴えざるをえないのは、彼の良心と政治的状况が背馳するからである。

ヒューゴ・A・ビドウは、この点について健全な人間が反抗しなければ自分まで蝕まれてしまう場合、「市民的不服従は個人の公的事柄への参加の質を広範に改善し、人類の希求に比べて非常に緩慢で不確かな政治における進歩をおそらく速めるであろう<sup>(2)</sup>」と述べている。そして彼は、そのような良心的な反抗の権利は各人がもっている<sup>(3)</sup>と主張する。ビドウによれば、市民的不服従は政府を転覆させるという意図をもつものではないし、行為者はアナキストである必要はない<sup>(4)</sup>。反対に、行為者は法への服従の義務を通常自覚している。

コーエンは、革命的反乱と市民的不服従は峻別されるべきだと主張し、「その本質的な差異は既存の権威の一般的正統性を認めるか否かにある<sup>(5)</sup>」と述べている。彼は、「市民的不服従の行為は、非合法で公的な抗議であり、非暴力という性格をもつ<sup>(6)</sup>」と規定し、その抗議の対象を法、政策、個別的決定に求めている。また彼は法に従わない動機を「その法の不当性に注意を喚起することによってそれを変更することか、あるいはその法が必要だと認めても、良心においてそれに従えないこと<sup>(7)</sup>」に見出している。つまり市民的不服従は、法より高い正当性の根拠を示してその法を変更していく行為と理解されている。その際その行為は、一般的な法への尊重の念に裏づけられていて、法を破ること自体の不当性を認めてもその行為より対象の方が一層不正だとみなされている。コーエンによれば、不服従する市民はこのことを公的に証明するために法の定める刑罰にすすんで従うのである<sup>(8)</sup>。

市民的不服従の議論から抽出しうるのは、その対象は特定の法、政策にあり、政治体制の変革にあるのではないということである。したがって、抗議の対象となる法や政策が改められれば、市民的不服従の必要はなくなる。そしてこの対象の限定性は、一般的な意味での法規範の必要性、民主主義のシステムの肯定と対になっているのだと

いえる。

## 公共性

市民的不服従は、公的性格をもたねばならないとされる。この場合、公的性格、すなわち公共性とは、ひとつにはすべての人に見られうるという意味で公然と行なわれなければならないということであり、もうひとつには抗議の内容が公共の利益に関するということの意味している。行為者は、初め個人の内面的価値に動機づけられたとしても、公的に行為することを要請されている。

ヒドウは、「反対者は自分の行なっていることを市民的行為、すなわち本来的に共同体の公的生活に属する行為とみなしている」<sup>(9)</sup>、「彼の行為は、共同体全体が考慮すべきと彼が考えることに注意を喚起するものである。というのも、共同体はその行為に彼同様関わりがあるからである」<sup>(10)</sup>と述べている。つまり行為が市民的とみなされるのは、それが共同体全体の利益に関わっているか否かによるとされる。

ベイは、「市民的不服従の目的は公的で限定されていなければならない。表面上の目的はこれとの関連で私的な利益とか仕事の上での利益ではありえない。それは正義とか共通善という概念となんらかの関連をもたねばならない」と述べている。つまり、市民的不服従の行為は、公然と反対の意思を表明し、その問題がすべての市民に関連のあることを示さなければならない。もちろんそれは個人的な信条や私的な感情から発するものだが、その際自分の道徳的信念が法に侵されていることを公然と表明し、大衆の関心を喚起し、支持を獲得していくことが求められるている。

それゆえ、アメリカの現代史において最も広範に行なわれ、法を変更させるに至った不服従の例である禁酒法への違反行為は、市民的不服従と呼ぶことはできない。これとは対照的に庄政下の地下運動は、公然と行なわれなく

とも「市民的」な抵抗だといえよう。抵抗の形態は民主的手続きの可能な程度に依じて変わりうるが、少なくとも抗議が共同体全体の利益、共通善をめざすものでなければ、それを「市民的」と呼ぶことはできない。

### 非暴力性

現代の市民的不服従は、抵抗手段の非暴力性によって特徴づけられる。この点においては、明らかに理論より実践が先行している。ガンジーは宗教的エトスに支えられて非暴力で反英非協力運動を行ない、キングは非暴力で隔離政策の撤廃のために立ち上がり、成功を収めた。非暴力による積極的な抵抗が戦術的にも有効なことが証明されたのである。

ビドゥヤコーエンは、市民的不服従の非暴力性を強調している。彼らによれば、行為者は暴力に対しても非暴力で立ち向かい、その結果を甘受せねばならないとされる<sup>(13)</sup>。市民的不服従が非暴力でなされねばならないのは、社会的不正に抵抗する際に不正な手段を用いては自らの行為を正当化しえないからである。

ベイは、「注意深く選ばれ、限定された手段<sup>(14)</sup>」と抵抗手段を限定しているが、必ずしも非暴力に拘泥しているわけではない。ベイの場合、非暴力に固執すると緩慢な暴力を許してしまうことになるというカミュの思想の影響を受けている。つまり、抵抗手段はその時々<sup>(15)</sup>の社会状況によって変わりうるということであり、非暴力への努力が否定されているわけではない。

ハワード・ジンのように「非暴力の力」を否定する論者<sup>(16)</sup>もいるが、市民的不服従の「非暴力性」が理論的にも実践的にも承認を受けていることは事実である。それは、大衆民主主義のもとで非暴力が有効な戦術だということにもよるが、何よりも市民的不服従が人間の「生命」に関わる価値の増進をめざす行為だからにはかならない。

(11) Christian Bay, "Civil Disobedience," in *International Encyclopedia of Social Science*, p. 473 参照

- (28) Hugo A. Bedau, "On Civil Disobedience," *The Journal of Philosophy*, vol. 58, 1961, p. 665.
- (29) *Ibid.*, p. 663 参照
- (30) *Ibid.*, p. 659 参照
- (31) Carl Cohen, "Essence and Ethics of Civil Disobedience," p. 258.
- (32) *Ibid.*, p. 258.
- (33) *Ibid.*, p. 258.
- (34) *Ibid.*, p. 261 参照
- (35) Hugo A. Bedau, *op. cit.*, p. 656.
- (36) *Ibid.*, p. 656.
- (37) Christian Bay, "Civil Disobedience: Prerequisite For Democracy in Mass Society," p. 168. (強調は元々)
- (38) *Ibid.*, p. 175 参照
- (39) Hugo A. Bedau, *op. cit.*, p. 656. Carl Cohen, "Essence and Ethics of Civil Disobedience," p. 258 参照
- (40) Christian Bay, "Civil Disobedience: Prerequisite For Democracy in Mass Society," p. 169.
- (41) ハワード・ジンとは、「使用された暴力の量は勝ちとられた正義の量に比べてみれば取るに足りないものだった」と暴力の使用を正当化しようとする (Howard Zinn, "The Force of Nonviolence," *The Nation*, vol. 194, no. 11, March 17, 1962, p. 229.)

## 五 市民的不服従の正当化

市民的不服従を成立させるのは、人間の「生命」や「自由」を守るという、切迫した状況での政治的自立への意志であるに違いない。この人間の意志を正当化するには近代政治原理を遡り、それを現代的に再検討していかねばならない。政治的共同体の存立そのものは否定できない以上、市民的不服従を国家の否定に短絡させることはできない。しかし、政治的義務と個人の自由の比重を問うことはできるはずである。

その際まずいえることは、民主主義のシステムの正当性を強調すると、市民的不服従の余地は狭められてしまう

ことである。たとえば、デヴィッド・スピッツは、秩序維持を優先させ、法への不服従は「反乱行為であり、それを保証するのが国家の任務とされる秩序の全体系の基礎を覆そうという試みである」<sup>1)</sup>と論じ、それは民主主義への決定的な侵害がなされたときにのみ正当化しうるとしている。もちろんこの場合でもそのような判断を下すのは各個人だが、秩序維持のシステム自体に比重が置かれ、共同体にとっての善が判断基準になっている。つまり、市民的不服従の行為は、それが行為者の信奉する道徳原理に合致し、黙従して得られるより不服従によって得られる善の方が大きいことを計算に入れて限りにおいて正当化される<sup>2)</sup>。

マイケル・ウォルツァーは、民主主義的正当性の論理を徹底化している。ウォルツァーによれば、決定過程への参加が政治的義務を各人に強制するのである。つまり、「諸個人はあらかじめその通常の手続きや反対の結果の出現の可能性を承知してその過程に参加することによって、最終的決定の（正当性ではないにせよ）正統性に同意している。もし彼らが敗れたら、いつの日かその主張が通り、逆に服従を得られることを期待して、多数者に従う<sup>3)</sup>」というように、民主主義のシステム自体に正当性が置かれ、各人は参政権をもつ以上決定に従わねばならないとされる。したがって反対に、投票権を与えられず政治過程から排除された南部の黒人などには不服従する義務があることになる。

このような見方はルソーの一般意志を彷彿とさせる。というのも、ひとたび一般意志が決まると、それへの不服従は許されないからである。ウォルツァーの場合も、参加と義務を結合させ、民主主義のシステムへの参加が決定への服従を正当化している。このような認識に立つと、秩序維持、民主的手続きが優位に置かれ、市民的不服従の意味はあいまいなものとなってしまうのである。

したがって、市民的不服従を正当化しようとするなら、民主的秩序より個人の自由を優先させる思想に依拠しな

ければならないといえるだろう。この意味において、生命、自由、財産という自然権を安全に確保するために政府を想定したロックの思想に遡らなければならない。ロックにおいて政府は手段的なものと見られていたし、「人はだれでも、めいめいがみずから判断をくだす最高絶対の権威の所有者<sup>(4)</sup>」という規定に市民的不服従の正当化の源泉が見出される。ソローの「国家が個人を国家以上の高い独立した力と認め、その力から国家の力や権威が出てくると考え、そのように個人を遇するようにならなければ、未だ真に自由な文明国とは言えないのである<sup>(5)</sup>」という指摘は、この延長線上にある。つまり彼らは、個人の自由および権利を目的と、国家を手段と見据えている。ということは、最大限に個人に比重を移し、人間の権利と尊厳を基底に置くことによって、市民的不服従は正当化されることを意味している。

ペイは、このような思想的伝統の上になつクリイティカルな理論家である。つまり彼は、「政治の基本的な目的は現存の政治秩序を永存させることではなく、人間の生命と基本的な人権を保護することだと思ふ<sup>(6)</sup>」と述べている。また彼のいう「人権アプローチ」も人権の拡大によって自由を伸展させることを意味している<sup>(7)</sup>。彼によれば、政府は構成員の人権を守るために存在するのであり、その判断主体はあくまで個々の人間にある。したがってもし政府が構成員の生命や権利を奪うような決定をしたなら、それは契約違反だということになる。

このような脈絡においてペイは、広範に信奉されている「多元的民主主義の神話」からの解放を主張している。というのも、民主的に制定された法には服従しなければならぬとか、民主的に選ばれた政治家が行なったことはなんでも正当だという合意が広範に存在するところでは、個人の批判能力は育まれないからである<sup>(8)</sup>。ペイは、「若い市民に政府や国家の本来の目的を自分で考え、どの程度自国の政府が、その目的を追求しているかを自分の基準で判断することを可能にしたり、促す教育<sup>(9)</sup>」の必要性を説いている。そして、もし政府がその目的を裏切っている

と彼が判断し、法の枠内での抗議が効果のないものだとしたら、市民的不服従が正しい回答になるのだという。<sup>(10)</sup>  
ただ、市民的不服従がすべての法律、政府のすべての政策に向けられているのではないことは、忘れられるべきではない。それは、個人の「生命」「自由」を侵す切迫した事柄に限定されているとみるべきである。それ以外の事柄では反対の意思表明は合法的、民主的な手続きに訴えた方が有効だが、緊急の解決を要する切迫した問題では市民的不服従に訴えることが正当化されよう。<sup>(11)</sup> そのような選択のための基準は一般化しえないが、市民的不服従が民事的手続きを否定するものでないことは銘記されるべきである。

- (1) David Spitz, *The Liberal Idea of Freedom*, The University of Arizona Press, 1964, p. 69.
- (2) *Ibid.*, p. 77.
- (3) Michael Walzer, *Obligations: Essays on Disobedience, War and Citizenship*, Harvard University Press, 1970, p. 47.
- (4) ジョン・ロック「寛容についての書翰」(一六八九年) 生松敏三訳『世界の名著27 ロック・ヒューム』(中央公論社、一九六八年) 所収、三八六頁。
- (5) ソロー『市民としての反抗』(一八四九年) 富田彬訳(岩波文庫一九四九年) 三六頁〔原文に照らし一部改訳〕。
- (6) Christian Bay, "Civil Disobedience: Prerequisite For Democracy in Mass Society," p. 165 (強調は本イ)。
- (7) トリスチャン・ハイ『自由の構造』(一九五八年) 横越英一訳(法政大学出版社、一九七九年) 九二頁参照。
- (8) Christian Bay, "Civil Disobedience: Prerequisite For Democracy in Mass Society," pp. 174-176 参照。
- (9) *Ibid.*, p. 176.
- (10) *Ibid.*, p. 176 参照。
- (11) ジョン・ロールズは、「もし相当期間にわたり通常の仕方では理にかなった政治的訴えかけをした後直ちに、人々が一般的に平等な基本的諸自由の侵害に対して市民的不服従によって異議を唱えるときは、これらの自由はより一層確保されるであろうと私は考える」と述べている(ジョン・ロールズ「市民的不服従の正当化」一九六九年、平野仁彦訳、「公正としての正義」〔田中成明編訳、木鐸社、一九七九年〕所収、二二一―二二二頁)。

これまで現代アメリカにおける議論をいくつかとりあげ、市民的不服従の正当性について考察してきた。そして市民的不服従が理論的には「個人の自由」や「人権」を政治的共同体への義務より優先させる思想によって正当化されることを明らかにした。人種差別、ヴェトナム戦争という現実の問題に触発されて起こったこの議論は、近代政治原理に対し根底的な問題をも提起している。つまりそれは、「生命」「自由」に現代性を賦与し、新しい政治理念を模索する必要を示唆している。そこで最後に、市民的不服従の議論から導き出すことのできる重要な論点をいくつか指摘しておきたい。

第一に、良心的兵役拒否の議論は、戦争の非合法化の議論に発展させていくべきだということがあげられる。徴兵拒否に関する議論では、選抜徴兵制において宗教的信条による兵役拒否者だけを認め、政治的・道徳的信条による者を認めていないことに反駁の鋒先が向けられた。その論点は正当な戦争と不正な戦争を分け、後者と判断するものには参戦を拒否しうる権利を各人に認めるべきだということにあったが、いかなる戦争といえどもなんらかの大義を掲げて行なわれるものである以上、そのような区分をすることは適切とは思えない。むしろ、国家の行為としての戦争そのものの正当性を問うことが求められるべきである。

というのも、「生命」を至上の権利とするなら、国家とか集団のためにそれを否定することは許されないからである。また、戦争における価値倒錯は、国家主権の制限によって否定するしかないからである。つまり、「個人においては他人の生命を奪う行動が最大の悪とされているのに、戦争においては他人の生命をできるだけ沢山奪う行動が依然として偉いとされる論理がものをいっている」という矛盾は、戦争の非合法化によってのみ解消されうる。

したがって、短期的には戦争に代わる市民的抵抗手段、長期的には国内法、国際法における紛争解決手段としての戦争の放棄、および国連の警察的機能の強化が問題にされねばならない。

第二は、市民的不服従と政治文化との関連ということである。政府の政策や議会での立法に反対のとき立ち上がるのはアメリカの政治文化の良き伝統だし、公民権運動やヴェトナム戦争への徴兵拒否もそのような文化的背景と関連があると思われる。市民的不服従の議論によって示唆されるのは、特定の政策や法に対し、もしそれが個人の良心や信念に反するなら、反対することを許す文化形成の重要性である。つまり市民的不服従は、同質性によって特徴づけられるルソー的民主主義ではなく、最大限の個性と市民性とを両立させるような民主社会を前提として成立するのだといえる。言い換えればその土壌は、クラーク・カーのいう「独立した個人、すなわちユニークな人格」から構成される民主社会にあるということである。また市民的不服従は、自分で考え判断する市民を前提にしているといえる。ベイが政治教育の重要性を説いているのも、市民の批判能力は文化的環境のなかで形成されていくものだからである。

第三は、市民的不服従は個人の行為としてでなく抵抗運動として集団的に行使されるときに、創造的な成果をあげるということである。キング牧師をリーダーとしたモントゴメリーのバスボイコット運動が成功したのも抵抗運動として黒人を組織化していったからである。この点については、理論より実践から教えられるところが多いし、積極的な市民的不服従の運動が社会的条件の改善に有効なことが証明された意義は大きい。

このことと関連して重要なのは、市民的不服従が非暴力で行なわれたことである。アメリカだけでなく世界各地で非暴力的抵抗が市民の抵抗手段として定着してきたことは注目すべき事実である。G・シャープが「近年になつて非暴力的手段の行使が急速に広まったのである。非暴力的手段の技術が、全体主義国家および核戦争の出現した

その同じ半世紀のあいだに、政治の領域においてにわかに優位を占めるにいたったというこの事實は、おそらく意味のないことではない。一方の側には、抑圧と破壊とに依拠する権力が位置し、他方の側には、いまや、非協力、介入、および非暴力の道徳的勇氣に依拠する権力が位置するにいたっているのである<sup>(4)</sup>と述べているように、非暴力に依拠する市民の運動が今世紀において度々起こり、創造的な成果をあげてきた。この事實が重大なのは、人類が政治の究極手段としての暴力への依存から脱却しうる可能性がそこに示されているからである。

以上のような点が、市民的不服従の議論を發展させていくとぐちだと思われる。現代の市民的不服従は、戦争と差別を市民性に対する最大の敵対者と認識してきた。またそれは、市民の行為の源泉として「良心の自律」<sup>(5)</sup>を説いてきた。それゆえこの議論は、たんに概念上の論議だけに終わらせてしまおうのでなく、より創造的な議論につなげていくべき性質のものである。

- (1) 久野収「市民的権利の立場から」展覧、第一六一号（一九七二年五月）所収、一四頁。
- (2) クリスチャン・ペイ『自由の構造』一〇〇頁参照。
- (3) Klark Kerr, "What Became of the Independent Spirit?" *Fortune*, July 1953, p. 136.
- (4) G. シャーン『武器なき民衆の抵抗』（一九七〇年）小松茂夫訳（れんが書房、一九七二年）五四頁。
- (5) Christian Bay, "Civil Disobedience: Prerequisite For Democracy in Mass Society," p. 151.